

令和2年2月

六甲アイランドCITY自治会様

神戸新交通株式会社

## ICOCAを使用したチャージ還元サービスの実施及びPiTaPa利用額割引 の適用区分・割引率の変更、並びに回数券カードの発売終了について

神戸新交通では、交通系ICカードによるお客さまの利便性向上及び利用拡大を図るため、ICOCAを使用したチャージ還元サービスを実施いたします。

また、チャージ還元サービスの実施にあわせて、既存のPiTaPa利用額割引の適用区分及び割引率を変更するとともに、令和2年3月31日をもって回数券カードの発売を終了いたしますので、併せてお知らせいたします。

### 1. ICOCAを使用したチャージ還元サービスの実施について

#### (1) サービス開始日

令和2年4月1日(水)

#### (2) 対象路線

ポートアイランド線及び六甲アイランド線全線

#### (3) サービス概要

チャージ還元サービスとは、対象路線の各駅券売機で登録されたICOCAを使用して、ポートアイランド線及び六甲アイランド線をご利用された場合に、1ヶ月間(1日～末日)のご利用額に応じて、その一部を還元するサービスです。

※チャージ還元サービスは、神戸新交通の独自サービスです。

#### (4) 対象者

対象路線をICOCAでご利用されるお客さまで、本サービスの登録をされた方(小児用ICOCAも対象です)

#### (5) サービスの種類

##### ① 普通利用還元

1ヶ月間のご利用額が大人2,000円(小児1,000円)を超えた場合に、ご利用額の約13%(普通回数券相当)の還元を行ないます。

##### ② 時差利用還元

平日の10時～16時の間に入場された方、及び土休日・年末年始の終日に利用された方で、1ヶ月間のご利用額が大人1,400円(小児700円)を超えた場合に、ご利用額の約24%(時差回数券以上)の還元を行ないます。

#### (6) その他

チャージ還元サービスの詳細(利用登録、還元方法等)は、ご案内の準備が出来次第、改めて駅ポスター・ホームページ等でお知らせします。

## 2. PiTaPa利用額割引の適用区分・割引率の変更について

### (1) 実施時期

令和2年4月1日(水)

### (2) 概要

PiTaPaをご利用のお客さまがポートアイランド線及び六甲アイランド線をご利用された場合に、1ヶ月間(1日～末日)のご利用額に応じて適用される「利用額割引」の適用区分・割引率を変更します。

### (3) 変更内容

適用区分を現行の大人1,000円超(小児500円超)から大人2,000円超(小児1,000円超)に変更し、割引率を最大13%割引に拡大します。

## 3. 回数券カードの発売終了について

### (1) 発売終了日

令和2年3月31日(火)

※きっぷタイプの普通回数券(11枚)は引き続き発売します。

### (2) 回数券の種類

発売終了後の回数券の種類は下表のとおりです。

#### 【回数券の種類】

現行	発売終了後
普通回数券(11枚)	普通回数券(11枚)
普通回数券カード(11回券、22回券、33回券)	×
時差回数券カード(6回券、12回券)	×

※きっぷタイプの時差回数券は発売しておりません。

※普通回数券カード及び時差回数券カードは、発売終了後も有効期間終了までご利用いただけます。また、きっぷタイプの回数券への引き換えについても有効期間終了までご利用いただけます。

※「ICOCA」は西日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。

※「PiTaPa」は株式会社スルッとKANSAIの登録商標です。

#### ■自治会様が斡旋される回数券について

令和2年2月25日(火)から3月10日(火)(4月～使用開始分)に、ご注文される回数券から「きっぷタイプ11枚」に変更します。